

# サイエンス・サポート函館 科学楽しみ隊 規約

## 第 1 条 (名称)

本会は、サイエンス・サポート函館 科学楽しみ隊 (以下「本会」という) と称する。

第 2 条 (目的) 本会は、会員相互の親睦と科学に関する情報交換をはかるとともに、はこだて国際科学祭をはじめとする科学イベントについて企画・参加・支援することを目的とする。

第 3 条 (会員) 本会は、本会の目的に賛同する一般市民から構成されるものとする。会員は次の 3 種とする。なお、入会初年度の会員は一般会員とする。ただし総会で承認を得た場合はこの限りではない。

- (1) 正会員 総会において議決権を持つ会員
- (2) 一般会員 総会において議決権を持たない会員
- (3) 学生会員 総会において議決権を持ち学生会員の資格を満たす会員

2 本会に入会しようとするものは、代表に届け出るものとする。

3 会員はメールアドレスを用意し連絡用メーリングリストに参加するものとし、管理運用は幹事会が行う。また、会の目的遂行のために個々の状況に応じて会員相互で連絡を取り合うものとする。

4 会員の退会は、次の場合とする。

- (1) 本人の申出があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 幹事会の決定により除名された場合

5 一般会員が年度を越えて在籍する場合、本人の申出により正会員または学生会員となることが出来る。

6 正会員、学生会員は本人の申出により一般会員となることが出来る。

7 学生会員の資格は次のいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 高等学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部に在籍する生徒。
- (2) 大学 (短期大学および大学院を含む) および高等専門学校の「正規の課程」「別科」「専攻科」に在籍している者。
- (3) その他代表が学生相当であると認める者。

8 学生会員がその資格を失った場合は正会員となるものとする。

第 4 条 (役員) 本会の役員は、正会員と学生会員をもって組織する。

- |         |        |
|---------|--------|
| (1) 代 表 | 1 名    |
| 幹 事     | 10 名以内 |

会 計 1名

会計監査 1名

(代表が任務を継続出来なくなった場合は、代表が予め指名した者がその任務を代行する。代表以外の役員が任務を継続出来なくなった場合は、正会員および学生会員からその役職に補充することができ、その選任は代表が行う。)

(2) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(3) 役員は無報酬とする。

第5条(任務) 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 代表は、本会を代表し会務を総括する。

(2) 代表および幹事は、幹事会を組織する。

(3) 会計は、本会の会計を行う。

(4) 会計監査は、本会の会計監査を行う。

第6条(会議) 会議は、定例会、総会、幹事会の3種とする。会議の参加に際しては子どもを含む家族等の同伴を認める。

- 2 定例会は、会員相互の親睦と科学に関する情報交換をはかるとともに、はこだて国際科学祭をはじめとする科学イベントについて企画・参加・支援するための検討を行う。
- 3 総会は、代表が招集し次の事項を審議する。ただし、正会員および学生会員総数の2分の1以上の出席で成立する。ただし、総会の会場に来場できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員または学生会員を代理人として表決を委任し、出席することができる。なお、議決権は正会員、学生会員が持つこととする。また、議長は総会において選任する。
  - (1) 役員の選任
  - (2) 目的の検討
  - (3) 規約の審議
  - (4) 会計報告
  - (5) その他、重要事項の変更
- 4 幹事会は、次の事項を審議する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) 会の活動に関する意思決定
  - (4) 定例会の企画運営
  - (5) その他

#### 第 7 条 (会計)

本会の経費は、会費、その他収入をもってこれに充てる。

2 本会の年会費は下記とし前年度末までに必ず納入しなければならない。会費未納の正会員は一般会員として扱う。

(1) 正会員 2,000円

(2) 一般会員 無料

(3) 学生会員 無料

3 既納の会費は返納しないものとする。

4 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

5 経費の支出等に関する必要な事項は別に定める。

6 決算報告は会計年度終了後3カ月以内に総会で行う。

第 8 条 (委任) この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、代表が別に定める。

第 9 条 (所在地) この団体を代表宅の住所におく。

第10条 (設立年月日) 本会の設立年月日は平成25年12月10日とする。

第11条 (連絡先) 本会の連絡先はサイエンス・サポート函館庶務担当先とする。

#### 附則 (施行期日)

1 この規約は、平成25年12月10日から施行する。